

日本エネルギー法研究所月報

JAPAN ENERGY LAW INSTITUTE MONTHLY BULLETIN



第261号

【目 次】

共同漁業権の更新と漁業補償契約の効力 —諫早湾干拓紛争における裁判例で示された解釈を 基礎として…………… 1	宮澤 俊昭
OECD/NEA “4 th International Workshop on the Indemnification of Damage in the Event of a Nuclear Accident” 参加等報 告…………… 4	羽鳥 洋一 城野 智慧

研究班の動き…………… 6
マンスリー・トピック…………… 7
新着図書案内…………… 7

共同漁業権の更新と漁業補償契約の効力 —諫早湾干拓紛争における裁判例で示された解釈を基礎として

横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院教授 宮澤 俊昭

1. はじめに

国は、国営諫早湾干拓事業（以下「本件事業」と記述）によって諫早湾内に7kmにわたって潮受堤防（以下「本件潮受堤防」と記述）を設置し、海洋部分を締め切った。その後、本件潮受堤防によって締め切った一部を淡水化させて調整池とし、さらにその内部に干拓地を形成した。なお、本件潮受堤防には、その南部と北部にそれぞれ排水門がある（以下「本件各排水門」と記述）。現在、本件各排水門を一定の方法によって開門することを通じて調整池に海水を導入することの是非をめぐる裁判が複数起こされている（以下、本件潮受堤防をめぐる紛争を

「諫早湾干拓紛争」と記述）。この一連の裁判の一つに、開門賛成派の漁業者らが国に対して本件各排水門を開門することによる調整池への海水導入を請求したところ、この請求を一部認容した確定判決¹（以下「平成22年福岡高判」と記述）がある。この平成22年福岡高判に対して、国（X）は、平成22年福岡高判の原告ら（Yら）に対して請求異議の訴え（民執法35条）を提起した。第一審ではX敗訴の判決が示されたが、第二審²では、本件確定判決の口頭弁論終結後に免許期限（平成25年8月31日）の経過により消滅した共同漁業権（以下「共同漁業権1」と記述）とその後に新たに免許された共同漁業権

(以下「共同漁業権 2」と記述)の実体法上の法的同一性は否定されとし、共同漁業権 1 に由来する漁業行使権及び本件開門請求権が消滅したことをもって請求異議事由になるとして、X の請求を認めた(以下「平成30年福岡高判」と記述)。しかし、この平成30年福岡高判に対して、最高裁判所は、原判決破棄・差戻しの判決(以下「令和元年最判」と記述)を示した³。

令和元年最判は、平成22年福岡高判の主文が「判決確定の日から3年を経過する日までに開門し、以後5年間にわたって開門を継続せよ」というものであるから、共同漁業権 1 の存続期間の末日である平成25年8月31日を経過した後に平成22年福岡高判に基づく開門が帰属されることをも命じていたことは明らかであることなどを理由としている。この判決理由からすれば、共同漁業権 1 と共同漁業権 2 の実体法上の法的同一性については判断が示されていないと解さざるをえず、この問題についての最高裁判所の立場は、なお不確定なものといえる⁴。

本稿では、以上のような諫早湾干拓紛争の現状を基礎として、共同漁業権 1 について締結された漁業補償契約の効力が共同漁業権 2 との関わりでどのように解されるのか、という問題について、平成30年福岡高判の判決理由で述べられている内容を中心に検討を加える。

2. 漁業補償契約における契約の効力に関する条項の意義

(1) 関連する事実

X は、本件事業に伴う漁業補償を行うに当たり、本件事業による諫早湾内、湾外の漁業への影響を検討した。その結果、X は、湾内12の漁業協同組合については、操業制限11年間、濁りは潮受堤防前面で5年間、採砂地周辺で11年間、流速変化は永久、再生産は永久と評価した。

(2) 当事者の主張

(a) X の主張

漁業権等の消滅に関する補償については、漁業者らが共同漁業権の消滅後も含めて現実に漁業を営むことができなくなる事実上の損失の対価を補償する趣旨で行われており、共同漁業権が消滅することと矛盾しない。

(b) Y の主張

共同漁業権が免許期間の満了により消滅するとすれば、本件事業のように相当期間漁業への影響が存続する事業については、共同漁業権が満了して新たな共同漁業権が成立するたびに新たな漁業補償を要することになるはずであるし、X が本件事業において漁業補償の前提とした漁業補償の内容として「永久」や「11年」といった期間の影響を定めていることなど、漁業補償の実情と全く相反するものである。

(3) 福岡高判平成30年の理由中の説示

「…、これはそもそも個別の漁業補償契約の解釈問題というべきである。そして、漁業補償契約に限らず、損失の補償は、一般的に、一種の擬制に基づいて行われるものであるところ、漁業補償契約においても、漁業協同組合が契約時に有していた共同漁業権について、当該共同漁業権の免許期間満了後当該共同漁業権と同一の内容の免許が再び付与される蓋然性も考慮した上で、漁業従事者が現実を受ける損失を考慮して補償契約の内容を定めているものと解され、共同漁業権が免許期間の満了により消滅することと漁業補償の実情とは何ら矛盾するものではない。現に本件において、…、長崎県が諫早湾内漁業権者である12の漁業協同組合及びその組合員との間で締結した漁業補償契約並びにX が長崎県の11の漁業協同組合との間で締結した漁業補償契約においても、同契約締結後、漁業権等が切り替えられ、新しく免許、許可がなされる漁業権等に対しても、同契約の効力は何ら変わりはないとされており、これはまさに当該共同漁業権の免許期間満了後当該共同漁業権と同一の内容の免許が再び付与される蓋然性を考慮したものといえる。Y らの前記主張を採用することはできない。」

(4) 漁業補償契約における契約の効力に関する条項の持つ意味

(a) 本件における契約の効力に関する条項

前述(3)に引用した理由中の説示にもあるように、長崎県が諫早湾内漁業権者である12の漁業協同組合等との間で締結した漁業補償契約及びX が長崎県の11の漁業協同組合との間で締結した漁業補償契約には、契約の効力について、次のような条項が存在する。

「この契約締結後、漁業権等が、切り替えられ、

新しく免許，許可がなされる漁業権等及び各組合に所属する組合員の変動に対しても，この契約の効力に何等変わりはないものとする。」

しかし，Xと大浦漁業協同組合との間で締結された漁業補償契約には，契約の効力に関する上記の条項は存在していない。そこで，個別の漁業補償契約の解釈であるとした場合，この条項の有無が結論に影響を与える可能性がある。

(b) 契約の効力に関する条項の解釈

共同漁業権1と共同漁業権2に実体法上の法的同一性があるとした場合には，漁業補償契約締結時の共同漁業権が（その内容の面で実質的な同一性を保持している限りにおいて）期間経過後も継続していると捉えることができる。そのため，契約の効力に関して特別の条項を設けなくとも，当事者の意思として，期間経過後の共同漁業権2も含めて漁業補償がなされていると解することができる。この意味において，契約の効力に関する条項は，確認的な意味を持つものと位置付けられよう。

これに対して，共同漁業権1と共同漁業権2に法的同一性がないとした場合，漁業補償契約締結時の共同漁業権は，期間満了時に消滅し，新たに免許された共同漁業権とは別個の権利と解される。そうすると，前述(a)にみたような契約の効力に関する条項は，当事者が共同漁業権2を取得した場合について，当事者に契約上の義務を設定する条項と解さざるをえない。そしてこのような解釈を前提とすれば，同条項がない場合，漁業補償契約の締結の経緯や補償額等も勘案することは必要となるが，Yらが主張するように新たな漁業補償が必要となると解される余地も残されるということができよう。

3. おわりに

以上，本稿においては，漁業補償の視点から，共同漁業権1と共同漁業権2の実体法上の法的同一性の有無と契約の効力に関する条項の関係について検討を進めてきた。契約の効力に関する条項について

は，漁業補償を要するか否かのみならず，事業への同意も問題となるとも考えられる⁵。共同漁業権1と共同漁業権2の法的同一性を否定する場合，事業への同意条項も含めた漁業補償契約の締結後，事業開始前に，共同漁業権1の期間が満了したという場合，改めて同意を得なければならないと解する余地も生ずる。このような解釈の可能性があることにも鑑みれば，漁業補償契約においては，念のため，前述2.(4)(a)にみたような契約の効力に関する条項は含めておいた方が良いと考えられる。

【注】

¹ 福岡高判平成22年12月6日判時2102号55頁。

² 福岡高判平成30年7月30日平成27年（ネ）第19号。評釈として宮澤俊昭「判批」新・判例解説Watch24号275頁（2019年）参照。

³ 最判令和元年9月13日平成30年（受）第1874号裁判所HP。なお，令和元年最判は，平成22年福岡高判に加えて同判決の原審（佐賀地判平成20年6月27日判時2014号3頁）も合わせて判断をしているが，記述の都合上，本稿では平成22年福岡高判のみを表記する。

⁴ この点に鑑みれば，2023年8月31日に共同漁業権2の存続期間が満了したのち，2023年9月1日にさらに同内容の共同漁業権3が免許された場合には，改めて，共同漁業権2と共同漁業権3の実体法上の法的同一性の有無が，請求異議事由との関わりで問題となりうると考えられる。なお，共同漁業権1と共同漁業権2の実体法上の法的同一性についての平成30年福岡高判の判断については，宮澤・前掲注2）で批判的に検討している。

⁵ 公有水面埋立法4条3項柱書は，「都道府県知事ハ埋立ニ関スル工事ノ施行区域内ニ於ケル公有水面ニ関シ權利ヲ有スル者アルトキハ第一項ノ規定ニ依ルノ外左ノ各号ノ一ニ該当スル場合ニ非ザレバ埋立ノ免許ヲ為スコトヲ得ス」とさだめ，同項1号は，「其ノ公有水面ニ関シ權利ヲ有スル者埋立ニ同意シタルトキ」とする。なお，本件において締結された漁業補償契約においては，下記のような事業への同意についての条項も設けられている。「甲は，この事業の実施に同意し，乙は，この契約締結後はいつでもこの事業を実施することができるものとする」

（みやざわ・としあき

＝横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授）

OECD/NEA “4th International Workshop on the Indemnification of Damage in the Event of a Nuclear Accident” 参加等報告

研究員 羽鳥 洋一
研究員 城野 智慧

1. はじめに

本年10月8日から10月10日まで、ポルトガルのリスボンにてOECD/NEA（経済協力開発機構／原子力機関）開催の「4th International Workshop on the Indemnification of Damage in the Event of a Nuclear Accident」（以下、「本ワークショップ」という。）に参加する機会を得た。参加者は、野村豊弘理事長、友岡史仁研究部長、豊永晋輔研究部付、羽鳥洋一研究員及び城野智慧研究員の5名であった。また、本ワークショップへの参加に先だって同年10月7日には、OECD/NEAのXimena Vásquez-Maignan法務課長（Head, office of Legal Counsel）との意見交換を実施した。本稿ではこれらの概要を報告する。

2. 本ワークショップについて

(1) 本ワークショップの概要

OECD/NEAが開催している「International Workshop on the Indemnification of Damage in the Event of a Nuclear Accident」は、原子力事故発生時において、国際的な第三者責任に関する条約等を実践的に活用することを目的として2001年から開催されているもので、今回が4回目となる。本ワークショップには、欧州諸国を中心に、米国、ロシア、南アフリカ、日本等29か国から原子力に関連する国際機関、民間、法曹界、大学関係者等の専門家145名が参加した。

(2) セッションの概要等

本ワークショップは、「原子力損害の決定」パート及び「国境を越えて行われる損害賠償請求への対処」パートから構成されており、「原子力損害の決定」パートは、以下のセッションから構成されていた。

- ・生命、身体の損害
- ・財物損害

- ・経済損失
- ・環境回復措置費用
- ・予防費用

以上の各セッションは、各テーマに沿って、参加者による報告・質疑応答及びパネルディスカッションの形式で運営された。また、「国境を越えて行われる損害賠償請求への対処」パートでは、他国で発生した原子力事故による越境損害をテーマに、パリ条約やウィーン条約等の原子力損害賠償に関する条約の加盟、非加盟によってどのような処理がなされるのか、架空の設定に基づいた会場参加型のロールプレイングが実施された。

本ワークショップ1日目の「財物損害」セッションでは、野村理事長が「Lessons learnt from the Fukushima Daiichi accident: damage to property in nuclear damage compensation regime in Japan（福島第一原子力発電所事故から得られる教訓～日本の原子力損害賠償制度における財物損害）」というテーマで報告した。本報告では、日本における原子力損害賠償法制について民法と原子力損害賠償法との関係等の一般論を言及したうえで、原子力損害賠償紛争審査会が策定した中間指針等の位置づけや同指針における財物損害の定義について解説した。加えて、原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介事例や裁判例のうち財物損害に関する事例についても紹介し、報告後には、福島事故における財物賠償の金額などについて質疑応答が行われた。

(3) 所感

本ワークショップの「原子力損害の決定」パートでは、民法、環境法などの法律学者、経済学者、放射線防護の専門家及び原子力事業者等から原子力事故によって発生し得る損害項目をテーマとした報告が行われた。各報告では、福島事故がしばしば言及されており、8年以上経過した今も事故への関心が高いことが伺われた。

また、「国境を越えて行われる損害賠償請求への対処」パートでは、パリ条約やウィーン条約等を実践的に活用することを目的としたロールプレイングが用意されていた。原子力事故が発生した場合に他国に影響が及ぶ可能性が高い欧州においては、これらの条約の加盟、非加盟によって請求できる内容等にどのような違いが見られるのかといった点に関心があると感じられた。

わが国においては、福島事故によって発生した原子力損害に対処していく過程で損害賠償のあり方が検討され、また、原子力損害賠償紛争解決センターによる和解仲介事例や裁判例等、原子力損害賠償に関する多数の蓄積がある。ワークショップ全体を通じて、これらに対する関心が非常に高いことが伺えたことから、様々な場を通じて、当研究所が有する知見を国際社会に継続して発信していくことが今後の課題であると考えられる。



(野村理事長による報告)

3. OECD/NEA Ximena Vásquez-Maignan 法務課長との意見交換

本ワークショップへの参加に先立ち、OECD/NEAのXimena Vásquez-Maignan法務課長との意見交換を実施した。当研究所の設立経緯や最近の当研究所における研究班の活動状況等について簡単に紹介をした後、原子力損害賠償に関する国際的な動向や、原子力法制におけるOECD/NEAの関心事等を伺うことができた。また、当研究所における今後の研究活動に対する貴重な意見も聴くことができた。



左から友岡研究部長、城野研究員、Ximena法務課長、野村理事長、羽鳥研究員

4. おわりに

本ワークショップへの参加を通じて、原子力損害賠償に関する最新の報告及び議論を聴講し、近時の原子力損害賠償に関する国際的動向を知ることができた。また、ロールプレイングへの参加により、原子力事故による越境損害が発生し得る際にパリ条約やウィーン条約等の原子力損害賠償に関する国際的な協定が果たす役割等について理解を深めることができた。今回の出張を通じて得られた知見を当研究所の今後の研究活動にどのように活かしていくかが、非常に重要であると考えられる。

最後に、ご多忙であるにもかかわらず、今回の出張に際し、多大なご尽力をいただいた関係者の皆さま方に、この場を借りて深く御礼申し上げる。



左から羽鳥研究員、野村理事長、友岡研究部長、城野研究員

研究班の動き

(10・11月)

原子力損害賠償に関する法的論点検討班

11月8日の第4回研究会では、竹下研究委員より「原子力損害賠償に関する条約における無差別原則と国際私法——序説的考察として——」というテーマでご報告をいただいた。パリ条約等の原子力損害賠償に関する条約における無差別原則の在り方について、各条約における裁判管轄、判決の承認執行に関する規定、及び日本での外国人・外国居住者に対する賠償事例を題材にした検討内容についてご説明をいただいた。その後、より実質的な無差別原則を実施するための準拠法の在り方などについて議論した。

エネルギー安全保障に関する国際問題検討班

10月18日の第5回研究会では、経済産業省通商政策局通商法務官の米谷三以様及び同省貿易経済協力局貿易振興課長の福永佳史様（いずれもゲストスピーカー）より「エネルギーと安全保障～問題提起として」というテーマでご報告をいただいた。近時のエネルギーと安全保障が関わる事例（豪州の Security of Critical Infrastructure Act of 2018、カナダ等諸外国のF I T制度におけるローカルコンテンツ規制、ロシア天然ガス輸出規制など）についてご紹介いただいた後、他国或いは外資によるエネルギー供給に依存する状況において法的保護はどこまで利用可能であり、かつ、reliableか、また、国内供給を確保し続けることはどこまで可能かという問題について検討した。

11月15日の第6回研究会では、西村研究委員より「サイバー攻撃に対する国際法の適用」というテーマでご報告をいただいた。近年の情報通信技術の発達等に伴い高度化・巧妙化するサイバーセキュリティ攻撃への対処について、国際法の適用をめぐる現在の国際的な議論の整理を行い、国家による武力攻撃、武力行使の該当性、国家責任の追及や非国家主体に対する管轄権行使等について検討した。

環境諸問題に係る法的論点検討班

11月21日の第3回研究会では、高島研究委員より「韓国の放射性核種輸入禁止・検査証明要求事件」というテーマでご報告をいただいた。福島事故を契機として、韓国が日本の食物が放射能汚染されているとして講じた輸入規制措置について、W T Oの紛争解決機関で争われた事例をもとに、当該措置のW T O協定への適合性について検討した。また、パネルと上級委員会の判断の差異を踏まえたうえで、当該紛争解決手続の諸課題とその解決策等について議論した。

公益事業規制と競争政策の法的論点検討班

11月1日の第4回研究会では、舟田主査より「搾取的濫用に対する規制—— 競争法と民法の連動」というテーマでご報告をいただいた。市場支配的事業者や優越的地位にある事業者が取引の相手方に対し、不当に高い価格を要求する行為が、競争法上どのように捉えられるのかということについて、ドイツの議論を参考にご解説をいただいた。その後、ドイツの濫用規制の要件や、支配的事業者による価格差別に対する考え方等について議論した。

11月29日の第5回研究会では、土田研究委員より「スマートメーターデータと個人情報保護法・電気事業法・独占禁止法（研究序説）」というテーマでご報告をいただいた。スマートメーターデータの今後の利活用や、個人情報保護法上の取り扱い、欧州の先例等についてご解説をいただいた。また、データ提供の同意の取得等について、実務の観点から議論した。

再生可能エネルギー導入拡大の法的論点検討班

10月25日の第6回研究会では、内藤研究委員より「太陽光発電設備をめぐる紛争事例について」というテーマでご報告をいただいた。山梨県富士河口湖町における太陽光発電設備の設置に係る計画について、条例上、町長の同意が必要であるところ、当該計画について不同意である旨の処分がなされたこと

に対する取消訴訟の事例についてご説明をいただいた。条例に基づく町長の同意の処分性について、山梨県におけるゴルフ場造成事業に対する知事による同意の処分性が争われた訴訟等を参考に検討し、また、FIT法の事業認定基準である「条例を含む関連法令の遵守」と条例に基づく同意の関係性について議論した。

原子力の安全性に係る法的論点検討班

10月29日の第5回研究会では、電力中央研究所材料科学研究所副研究参事の新井拓様（ゲストスピーカー）より「原子力発電所の高経年化対応に関する国内外の動向」というテーマでご報告をいただいた。運転期間の延長申請に際して行われる特別点検等の内容や、非物理的劣化（サプライチェーンや人材の維持の困難化等）について議論した。

マンスリー・トピック (10・11月)

- ・10月16日 原子力規制委員会，対策指針に火山噴火「予測前提ではない」明記へ
- ・10月28日 東電HD，日本原電へ2000億円強支援表明
- ・11月4日 アメリカ，国連へパリ協定離脱通告

- ・11月8日 経産省，配電事業に免許制度新設，新規事業者の参入を認める方針示す
- ・11月13日 東電EP，沖縄を除く全国で電力販売
- ・11月27日 東北電力女川2号機，事実上「合格」

新着図書案内 (10・11月)

書 名	著 者	出 版 社
原子力のいまと明日	一般社団法人 日本原子力学会 編	丸善出版
競争法と消費者 日本経済法学会年報第40号（通巻62号） (2019)	日本経済法学会 編	有斐閣

日本エネルギー法研究所月報（隔月発行）

2019. 12. 27 Vol. 261

編集発行 日本エネルギー法研究所 月報編集委員会
〒141-0031 東京都品川区西五反田七丁目9番2号
KDX五反田ビル8F
電 話 03-6420-0902（代）
U R L <http://www.jeli.gr.jp/>
e-mail contact-jeli@jeli.gr.jp
印 刷 株式会社 吉田コンピュータサービス

本書の内容を他誌等に掲載する場合には，日本エネルギー法研究所にご連絡ください。